

令和3年 第14回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和3年8月25日(水)
開会 午前9時30分 閉会 午前9時50分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長補佐 坪倉武広
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 欠席者 教育理事兼総括指導主事 久保有紀
- 6 書記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 7 議 事
(1) 議案第47号 令和4年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について
(2) 議案第48号 令和4年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について
(3) 議案第49号 京丹後市文化芸術振興計画の策定に係る諮問について
- 8 そ の 他
- 9 会 議 録 別添のとおり(全7頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和3年10月15日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 野木 三司

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦
- 〔被 招 集 者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 川村義輝
文化財保護課長 新谷勝行
- 〔欠 席 者〕 総括指導主事 久保有紀
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

皆さん、おはようございます。ただいまから「令和3年 第14回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

全国的に新型コロナウイルス感染症の急増が続き、京都府においても8月20日から4度目の緊急事態宣言が出されている状況です。

京丹後市においては、これまでの宣言期間中での感染者数は比較的落ち着いていましたし、児童生徒の感染はあったものの少ない状況で推移していました。しかし今回は、変異株への置き換わり等によって、市内での感染者が増える中、生徒間での感染も広がりを見せるなど、大変厳しい状況が見られます。

したがって現在のところ、小中学校では8月27日から予定どおり二学期をスタートする予定としていますが、現在感染が広がっています2中学校においては、二学期の開始を遅らせるなどの対応を今しているところです。通常どおりスタートするその他の学校等におきましても、これまで以上に、十分な感染対策を取りながら、教育活動をできる範囲の中で進めていきたいと考えているところです。

本日は、「令和4年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」をはじめ、3議案の審議を予定しています。どうぞよろしく願いいたします。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
野木委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

はじめに、議案第47号及び議案第48号の2議案について、いずれも教科用図書の採択についての議案であります。一括議案としたいと思いますが御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、議案第47号「令和4年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」及び議案第48号「令和4年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」の2議案について一括議案とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第47号「令和4年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」及び議案第48号「令和4年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」を一括して説明させていただきます。

最初に、議案第47号です。

議案書の3枚目に添付しています資料1がございますが、この京都府教育委員会からの通知によりまして、小学校においては学校教科用図書無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和3年度に使用のものと同じの教科書を採択しなければならないこととなっています。このことから、小学校教科用図書は別紙のとおり令和4年度も同一の教科書を使用することとなります。なお、教科用図書の採択につきましては、京丹後市教育委員会事務委任規則に基づき、教育委員会の議決が必要であり、採択時期は、法施行令の第14条により使用する年度の前年度の8月31日までにしなければならないとされているため、本臨時会で御審議をいただくものです。

続きまして、議案第48号です。

小学校と同様に中学校においても令和3年度に使用のものと同じの教科書を採択しなければならないこととなりますが、自由社の歴史教科書が再申請により検定を経て新たに発行されることになったため、無償措置法施行規則第6条第3号にあたるものとして、今年度、丹後教科用図書採択地区協議会において調査研究及び選定を行い、資料3のとおり、令和4年

度丹後地区使用中学校教科用図書の選定について（通知）として選定結果の報告を受けているところです。選定された社会科歴史の教科用図書については、東京書籍ということで、結果的には変更はありませんでしたが、教科用図書の採択にあたり小学校と同様に教育委員会の議決を必要としますので、本臨時会で御審議をいただくものです。

以上、2議案につきまして御審議のほどよろしくお願いたします。

<松本教育長>

議案第47号及び議案第48号の2議案を説明させていただきました。

まず、議案第47号「令和4年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

小学校は変わりなしということでよろしいでしょうか。

次に、議案第48号「令和4年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いします。

<野木委員>

自由社の提案された教科書について私見を述べるということではないですね。

<小坂学校教育課長>

そうです。補足までに、昨年度は全ての教科ということでしたが、今回につきましては自由社のほうが再申請ということで検定が通ったということで、丹後教科用図書採択地区協議会においては、主な選定理由としましては、対話的に学習に取り組めるよう配慮されていると、多面的・多角的な考察ができるように工夫されているということで、東京書籍が選定されたということです。

<松本教育長>

ですから、東京書籍を含め、来年度の使用教科用図書ということで、別紙にあるとおりの教科用図書を使用していくということで御意見、御質問がございましたら、ということにな

るかと思ひます。

<田村委員>

基本的に令和3年度と同じ教科書ということですが、家庭科のところでは、令和3年度は開隆堂を使っていなかったのでしょうか。

<小坂学校教育課長>

開隆堂です。確認します。資料のほうが違っていると思ひます。

<松本教育長>

再度、3年度のところについての確認をお願いします。
暫時休憩します。

—休憩中—

<松本教育長>

休憩を閉じ、会議を再開します。

<小坂学校教育課長>

申し訳ございません。開隆堂から開隆堂で変わりありませんので、よろしくお祈ひします。

<松本教育長>

それでは、中学校の令和3年度使用教科用図書の家庭科につきましては、開隆堂ということの訂正でお願いいたします。

丁寧に見ていただきましてありがとうございます。
ほかにご祈ひませんか。

<久下委員>

資料3のところでは、社会科の中に地図が入っているのですが、令和4年度では地図が社会科から外してあるのはなぜですか。

〈松本教育長〉

表記の仕方が少し違うということですね。学校教育課長お願いします。

〈小坂学校教育課長〉

この地図の部分も変わりはありませんので、社会科の枠の中の地図ということで間違いないです。選定時と枠の線が異なりますが、同じです。

〈松本教育長〉

本来ですと、ここは内容的なもので、地理の内容であつたりとか、歴史、公民の内容ですけども、地図としての内容のものではなくて、全般的に使うというようなところもあって、外している。表記の仕方もあろうかと思いますが、主に社会科で使用するということです。

〈久下委員〉

そういうことですね。選定するときも、社会科担当のかたに地図も言っていただいたと思うのです。

〈松本教育長〉

そのとおりです。

そのほかございませんか。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第47号「令和4年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第48号「令和4年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第49号「京丹後市文化芸術振興計画の策定に係る諮問について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第49号「京丹後市文化芸術振興計画の策定に係る諮問について」を説明させていただきます。

1枚めくっていただいて諮問書をご覧ください。

平成31年3月に制定されました京丹後市文化芸術振興条例に基づき、心豊かな市民生活の実現と文化の薫り高いまちづくりに寄与することを目的として、本市の文化芸術に関する施策に関し、基本事項を定め、総合的、計画的な推進を図る指針となる京丹後市文化芸術振興計画を新たに策定することとしています。そのため、京丹後市文化芸術振興審議会に対し、京丹後市文化芸術振興計画の策定について諮問したく、教育委員会の承認をお願いするものです。

予定としましては、今年度実施いたしました市民アンケートの結果の分析とあわせ、本市文化芸術に係る現状と課題、今後の文化芸術振興の基本方針と施策、そして計画の進捗管理などを盛り込み、文化の薫り高いまちづくりに資するための新たな計画となるよう、本年9月から約1年弱をかけて御審議いただき、計画を策定する予定としています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第49号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈松本教育長〉

ございませんか。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第49号「京丹後市文化芸術振興計画の策定に係る諮問について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認とします。

〈松本教育長〉

それでは以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いします。

〈松本教育長〉

ないようでしたら、以上で第14回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でした。

〈閉会 午前9時50分〉

[9月定例会 令和3年9月1日(水) 午前9時30分から]